

紙は「ごみ」ではなく、「資源」です！ 『雑がみ回収袋』を 活用してください



町では雑がみの分別収集を積極的に行い、紙の再資源化を促進するため「雑がみ回収袋」を作製しました。雑がみは、燃えるごみとして捨てるとう焼却されてしまいますが、分別して廃品回収や資源回収ステーションに出すことで、もう一度紙として生まれ変わります。小さな紙片もごみとして捨てずに分別を心がけ、再資源化を意識しましょう。

広報とうごう1月号と一緒に「雑がみ回収袋」を全戸に配布します。

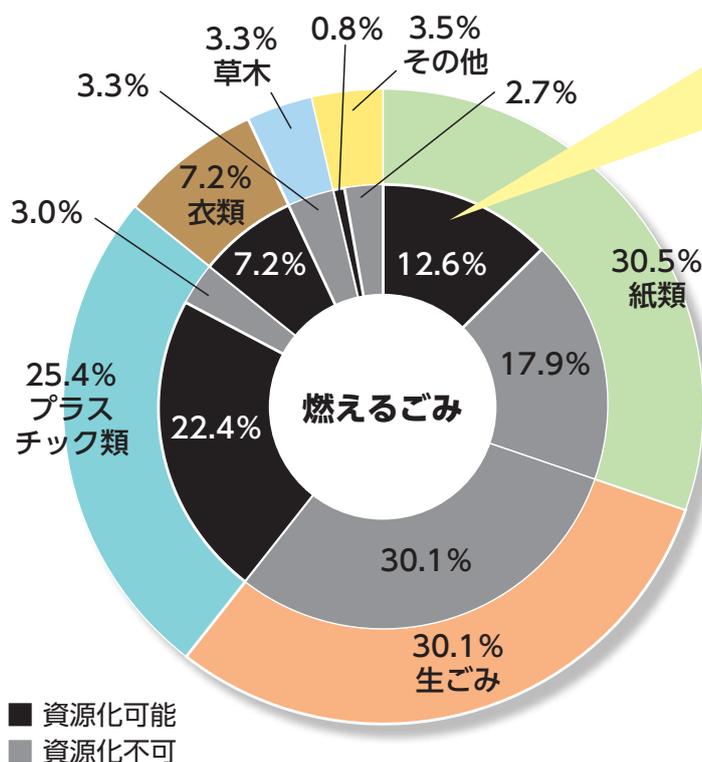
袋には分別排出できる雑がみなどを挿絵で分かりやすく書かれていますので挿絵を参考に雑がみの分別排出に協力をお願いします。

なお、同袋の全戸配布は今回限りです。繰り返し使用して、使用できなくなった後は、雑がみは家庭にある紙袋に入れるなどして資源回収ステーションなどに出してください。

※この雑がみ回収袋は町指定ごみ袋ではありません。ごみ集積所には出さないでください。

雑がみとは… ● 雑誌 ● 包装紙 ● 紙袋 ● 商品の外箱 ● 厚紙 ● メモ用紙 ● ラップの芯 など

【平成30年度燃えるごみ組成調査の結果】



燃えるごみとして焼却されるごみのうち、12.6%が資源化可能な紙類です。「雑がみ回収袋」で回収・資源化を目指します。

町で排出される「燃えるごみ」の量は平成30年度では年間で約7,900tでしたが、このうち、約12.6%（約995.4t）が再資源化可能な紙類でした。

新聞・雑誌・段ボールなどを含む紙類は売却できる資源です。

平成30年度の町の紙類の売却益は約570万円でした。燃えるごみの中に含まれていた紙類をすべて回収・売却できたとすると、さらに約1,200万円の収入が見込まれます。紙類の回収・売却は、町の収入になるばかりでなく、ごみが減量化されることで尾三衛生組合への運営費の分担金を減らすこともできます。



©問い合わせ 環境課 ☎0561・56・0729